

食品等自主回収報告制度Q&A

1 食品等自主回収報告制度の趣旨

Q 1 食品等自主回収報告制度を設けた理由は何か。

A 1 食品の安全性を確保するためには、行政による監視指導のもとに、営業者が自主的に違反食品等を市場から排除することが必要です。

本制度は、行政が営業者による自主回収情報を把握するとともに必要な指導を行い、他自治体への情報提供及び県民への公表を行うことにより、自主回収を促進し、危害の発生の未然防止を図ることを目的としています。

Q 2 自主回収とは何か。

A 2 本制度において自主回収とは、製造等を行った食品等について、営業者が自ら食品衛生法違反や健康への悪影響が想定される事由に気づき、自らの判断で回収を決定、実施することをいいます。従って、行政検査等により発見され、法令に基づく命令等を受けての回収は含まれません。

なお、本制度は自主回収の報告を求めるもので、自主回収そのものを求める制度ではありませんが、自主回収が必要と考えられる事態が発生したら、保健所へご相談ください。

2 報告対象者

Q 3 どのような営業者が報告を行うのですか。

A 3 県内に事業所（製造所、加工所、営業所等）を有し、製造、加工、輸入、販売を行う者であり、出荷又は販売先が県外に及ぶものを含みます。

本社が県外にあり、製造所等が県内にあるような場合は報告が必要となります。

また、製造所固有記号を使用する販売者及びプライベートブランド商品に係る販売事業者は、製造者とともに食品等の安全性に一定の責任を有していることから、報告が必要となります。（※報告が必要となるのは県内の営業所等に回収事由の原因がある場合に限りです。）

Q 4 他県の工場で製造された食品に、製造所固有記号の表示を行い、県内で販売している場合の報告は必要ですか。

A 4 固有記号を使用する販売者は、製造者とともに食品等の安全性に一定の責任を有し、自主回収の判断に関与する責務があります。従って、県内で流通されている場合、報告が必要となります。（※報告が必要となるのは県内の営業所等に回収事由の原因がある場合に限りです。）

Q 5 製造所固有記号に係る製造者と販売者が県内に存在する場合、どちらが報告を行うのですか。

A 5 基本的には、主体となって回収を行う事業者が報告することとなります。対応窓口を一元化したうえで、報告をお願いします。

Q 6 製造等を行ったすべての食品等について、報告が必要ですか。

A 6 製造・加工した食品等を他者に卸売りをせずに同一施設の店頭で販売する業態については、流通する地域が比較的限定され、店頭告知等により、効果的な回収が可能であると考えられるため、報告の対象外となります。

また、自社で製品等が保管されており未だ出荷されていない場合、出荷先が1ヶ所のみで回収が速やかに行える場合、出荷先において製品等が保管されており回収が速やかに行える場合等については、報告の必要はありません。

3 報告の必要な回収事由

Q 7 どのような場合に報告が必要ですか。

A 7 次のような事由で、食品等を自主回収する場合に報告が必要となります。

(1) 食品衛生法に違反する食品等

①異物混入

例) 製造ラインの部品が破損し、製品に混入した。
包装の密閉不良のため製品の一部にカビが発生した。

②規格基準違反

例) 自主検査において、製造した牛乳から大腸菌群が検出された。
出荷した牛乳が製造基準（殺菌基準）を逸脱していたことが判明した。

③添加物の使用基準違反

例) 自主検査において、製造した魚肉練り製品から基準値を超過するソルビン酸が検出された。

④表示違反

例) 賞味期限を本来表示すべき期日より1年長く表示した。
特定原材料（卵）の表示が欠落していた。

(2) 健康への悪影響が想定されるもの

①衛生管理の不備による異常

例) 機械の作動不良による殺菌不良のおそれがある。

食品にビニール片が混入したおそれがある。

②健康上の被害が生じているもの

例) 製造した食品に有症苦情の申し出が複数発生した。

③行政処分を受けた場合であって、対象処分品と同様の違反が疑われるもの

例) 行政処分を受けた製品と同じ原材料を使用した製品で、同様の疑いがあるもの。

ただし、これら以外の事由で自主回収を行う場合であっても、任意で報告することは差し支えありません。

また、報告すべきかどうか判断にできない場合も含め、自主回収に着手しようとする場合には、保健所にご相談ください。

Q 8 表示違反も食品衛生法違反であるが、一部の表示違反は本制度において対象としていないのはなぜか。

A 8 本制度は、食品等の危害の発生の未然防止を目的としたものであるため、特定原材料表示の欠落、期限表示の誤表示、保存温度の誤表示など健康への悪影響が懸念される表示違反が報告の対象となります。

Q 9 実際の賞味期限よりも短く表示を行ったなど健康への悪影響が想定されないものも、報告の対象となりますか。

A 9 健康への悪影響が懸念されない表示違反などについては、不適正表示として取扱い、報告の必要はありません。

Q 10 パッケージや表示内容と異なる製品が包装され流通した場合など、健康への悪影響が想定されない食品であるが、自社の方針により回収を行うような場合は、報告が必要となるのか。

A 10 このような場合、報告は必要ありませんが、本要領に準じて報告を行うことは差し支えありません。

Q 11 特定原材料に準ずるものとして通知で定められた18品目について、表示を行わなかった場合、報告の対象となりますか。

A 1 1 このような場合、推奨表示事項であるため、報告の対象となりません。

Q 1 2 既に、消費期限又は賞味期限を過ぎた食品についても、回収を行った場合には、報告の必要があるのか。

A 1 2 消費期限又は賞味期限を経過したからといって、直ちに消費者が飲食する可能性がなくなるというわけではないため、報告が必要となります。

Q 1 3 J A S法、薬事法、農薬取締法に関する違反による自主回収については、どう取扱うべきか。

A 1 3 他法令のみに違反する食品の自主回収については、報告の対象外です。

4 自主回収着手報告書と自主回収終了報告書の提出

Q 1 4 どの時点で報告書を提出すればよいですか。

A 1 4 自主回収に着手した場合は、速やかに報告してください。

また、着手時は健康被害に係ることもありますので、F A X等の迅速な手段で報告を行うことでも構いません。

終了時は、事業者が終了と判断した時点をもって報告してください。この場合、原則、市場流通品がすべて回収された時点以降を終了年月日としてください。

Q 1 5 報告書はすべての内容を記載しないと、受理されないのですか。

A 1 5 要領5にある内容をできる限り記載してください。提出時に判明しない事項については、一旦提出後、追記したものを随時提出してください。

5 公表について

Q 1 6 公表は必ず行わないといけないのか。

A 1 6 消費者の健康への悪影響のおそれが想定されるものについては、積極的に公表をお願いします。回収範囲が広範でないものや健康への影響が極めて少ないものについては、必ずしも公表を行わなければならないものではありません。

なお、公表方法については新聞等による社告、自社ホームページによる情報提供などがあります。

Q 1 7 県は、どのような方法で、どのようなケースに公表するのか。

A 1 7 自主回収については、県のホームページ「食の安全安心情報」において公表します。ただし、営業者の同意が得られたものについて、県民への注意喚起として情報提供を行います。自社による公表が困難な場合は、県のホームページにより公表を行うことを推奨します。

また、流通が他都道府県に及ぶものについては、関係自治体へ情報提供を行います。

なお、ホームページ上での公表は、終了報告書が提出された時点で、削除されます。

【食品等の自主回収情報ホームページ】

<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anzen/eisei/syokuhin-jisyukaisyuu.html>

6 その他

Q 1 8 自主回収報告を行えば、食品衛生法違反であっても行政処分されませんか。

A 1 8 自主回収報告制度の目的は、行政措置によることなく、営業者の自主的な回収により、危害の発生を未然に防止しようとするものです。

したがって、自主回収が適切に行われている場合、当該食品等についてあえて回収命令等の行政処分を行う必要性は乏しいと考えます。

しかし、健康被害が相当数発生している、回収方法が不適切で迅速かつ確実な回収が期待できないなど、行政が積極的に関与する必要がある場合には、回収命令等の行政処分の措置をとることもあります。

Q 1 9 回収された食品等の措置は、どうするのか。

A 1 9 回収させた食品等は、食品衛生法施行条例別表第1の第6の2に規定されているとおり、再出荷等が生じないように、その他の製品と明確に区別して保管し、廃棄等の措置を講じてください。